

介護予防市町村支援事業実施要綱（案）

第1 事業の目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止（以下「介護予防」という。）を目的として、平成18年度より介護保険法に基づく予防給付、地域支援事業における介護予防事業及び老人保健事業の基本健診において実施する介護予防のための生活機能評価（以下「介護予防関連事業」という。）が新たに実施される。

介護予防関連事業は、超高齢社会を迎えるに当たって、活力ある社会を構築していく上で重要な意義を有するものである。その効果的な実施に当たっては、住民や事業に従事する関係者等が介護予防の重要性や事業の趣旨等について十分に理解し、高齢者自らが積極的に事業に参加するとともに、市町村によって適切に事業・サービスが提供されることが求められる。

このため、都道府県が介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質の向上及び介護予防関連事業の事業評価等を行い、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援することを目的として、介護予防市町村支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とする。

- 1 介護予防市町村支援委員会の設置及び運営
- 2 介護予防に関する普及啓発
- 3 介護予防関連事業に従事する者に対する研修
- 4 介護予防関連事業の事業評価
- 5 その他必要と認められる事項

第4 介護予防市町村支援委員会の設置及び運営

1 趣旨

都道府県は、市町村における介護予防関連事業の効果的、効率的な実施を支援するため、介護予防市町村支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

2 組織

(1) 支援委員会の構成

支援委員会は、医療関係団体、市町村、介護保険事業者、住民、保健所長、学識経験者等により構成する。

(2) 専門部会の設置

専門的見地から調査・検討を行うため、支援委員会に、「運動器の機能向上部会」、「口腔機能の向上部会」、「栄養改善部会」、「閉じこもり・認知症・うつ部会」の4部会を設置するものとする。なお、支援委員会及び部会の構成員との重複や合同で開催することを妨げない。

3 運営

支援委員会は、次の事項について調査・検討し、その結果を都道府県に報告するものとする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関する事
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関する事
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関する事
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関する事

4 実施上の留意事項

都道府県は、支援委員会における調査・検討の結果を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第5 介護予防に関する普及啓発

1 趣旨

都道府県は、市町村との連携を図りつつ、住民等に対して、介護予防についての十分な理解を促進し、介護予防関連事業の効果的かつ適切な推進を目的とし、広域的な普及啓発を行う。

2 普及啓発の内容

都道府県は、年度ごとに普及啓発計画を策定し、次に掲げる事項について適宜実施する。

- (1) イベント、講演会、街頭キャンペーン等の開催
- (2) ポスター、リーフレット、ビデオ等の普及啓発資料の作成・配布
- (3) 広報、インターネット等を活用した情報提供
- (4) その他介護予防に関する普及啓発に関する事項

3 実施上の留意事項

都道府県は、市町村が行う普及啓発事業との連携を図り、その実施を支援するとともに、住民に対するアンケートの実施等により、より効果的な普及啓発の実施に努めるものとする。また、普及啓発計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。

第6 介護予防従事者研修会の開催

1 趣旨

都道府県は、介護予防関連事業に従事する者の資質の向上を図ることを目的に、介護予防従事者研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

2 研修会の区分

研修会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修
- (2) 介護予防関連事業の実施担当者に対する研修

3 研修会の内容

都道府県は、年度ごとに研修会の実施計画を策定し、研修会の区分ごとに、次に掲げる内容の研修会を開催する。

- (1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修
 - ア 制度の概要
 - イ 事業実施計画の策定方法
 - ウ 事業展開の方法
 - エ 事業評価の方法
 - オ 安全管理の方法
 - カ その他介護予防関連事業の運営・管理に資する内容
- (2) 介護予防関連事業の実施担当者に対する研修
 - ア 制度の概要
 - イ 次に掲げる介護予防プログラムの実施方法（実習を含む。）
 - (ア) 運動器の機能向上
 - (イ) 栄養改善
 - (ウ) 口腔機能の向上
 - (エ) 閉じこもり予防・支援
 - (オ) 認知症予防・支援
 - (カ) うつ予防・支援

- ウ 安全管理の方法
- エ 介護予防に関する効果の評価方法
- オ その他介護予防関連事業の効果的・効率的実施に資する内容

- 4 研修期間及び受講人員
研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。
- 5 開催回数
開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。
- 6 開催場所
研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。
- 7 実施上の留意事項
研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。

第7 介護予防関連事業の事業評価

- 1 趣旨
都道府県は、市町村が実施する介護予防関連事業について、その実施状況及びその事業による介護予防の効果等に関する情報の収集・分析及び市町村に対する助言を行う。
- 2 事業評価の内容
支援委員会は、次に掲げる事項について評価を実施し、都道府県に報告する。
 - (1) 実施内容・方法
 - (2) 実施体制
 - (3) 介護予防の効果
 - (4) その他介護予防関連事業の効果的実施に資する事項
- 3 事業評価結果の公表等
都道府県は、市町村の行う介護予防関連事業の評価結果について、市町村に還元するとともに、公表する。
- 4 国の取組への協力

国においては、別に定める「継続的評価分析支援事業実施要綱」において介護予防関連事業の効果の評価を行うこととしており、都道府県は、国の求めに応じて本事業の検討結果の報告等、必要な協力を行うものとする。

5 実施上の留意事項

- (1) 都道府県は、事業評価の実施に当たっては市町村や事業者と十分に連絡・調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し、事業評価の趣旨を周知徹底して積極的な協力を求めるものとする。
- (2) 介護予防関連事業の事業評価に関する国や他の都道府県の取組との連携を十分に図るよう努めるものとする。
- (3) 事業評価結果の公表に当たっては、介護予防関連事業の利用者の個人情報保護に十分に配慮するものとする。

第8 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第9 留意事項

1 関係機関との連携

都道府県は、本事業の実施に当たっては、関係団体等との連携を密にするものとする。

2 報告

都道府県は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第10 施行期日

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。